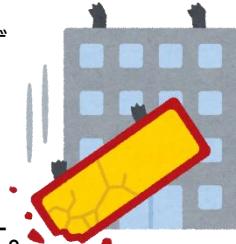


令和8年1月

建築物に掲示する屋外広告物の所有者・管理者の皆さんへ

屋外広告物に係る建築基準法令のご案内

- ◆ 令和7年に大阪市で発生したビル火災は、建築基準法の規定に適合せず不燃材料で作られていない屋外広告物が設置されていたことが被害を拡大した一因だと指摘されています。
- ◆ 一定規模の屋外広告物は設置にあたり建築基準法の規定が適用されます。



屋外広告物に関する建築基準法令の主な規制

- 高さが4mを超える屋外広告物※を設置する場合は、建築基準法に基づく確認申請の手続きが必要です。(建築基準法第6条、第88条、建築基準法施行令第138条)
- 防火地域内に設置する屋外工作物のうち、建築物の屋上に設けるもの又は高さが3mを超えるものは、主要な部分を不燃材料で造るか覆う必要があります。(建築基準法第64条)

※1 愛知県屋外広告物条例における広告塔、広告板、アーチ、屋上広告塔、屋上広告板、壁面広告（映像・塗料により壁面に直接表示するものは除く）、突き出し広告、アーケード広告その他これらに類するものが該当

<規制がかかる広告物のイメージ図>



防火地域の確認はこちら

愛知県統合型地理情報システム マップあいち
<https://maps.pref.aichi.jp/>



不燃材料の確認はこちら

国交省一建築基準法に基づく構造方法等の認定・特殊構造方法等の認定
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000042.html



建築基準法に関する窓口

愛知県建築局建築指導課

住 所：名古屋市中区三の丸三丁目2番1号 愛知県東大手庁舎4階

電 話：052-954-6586

※名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市内の広告物については、各市役所へ直接ご確認ください

※限定特定行政庁管内における高さ10m以下の広告物については、所在する市役所の建築指導部署へ直接ご確認ください。